

運転免許証を有効期間内に更新しなかった場合は

- ◎ 有効期間内に更新手続きをしなかった場合、その運転免許証の効力は失われます。(失効します。)
- ※ 失効した運転免許証では運転できません。
「無免許運転」になりますので、ご注意ください。
- ◎ 失効した運転免許証を回復するためには、新たに免許試験を受験(申請)する必要があります。
この場合、失効した理由及び失効後の期間により、試験の一部免除の規程が適用になります。(学科試験及び技能試験ともに免除で適性試験のみ受験となります。)
- ◎ 失効した運転免許証を回復するための手続きは、運転免許センターのみでの取扱いとなります。
※ 警察署、交番などでは、手続きできません。

失効(有効期限切れ)の区分

- 1 失効してから6か月以内の方(うっかり忘れた方)
 - 2 失効してから6か月以内の方(海外渡航、入院等やむを得ない理由のある方)
 - 3 やむを得ない理由により失効してから6か月を超え3年以内でその理由が止んだ日(帰国、退院等)から1か月以内の方
 - 4 失効してから6か月を超え1年を経過しない方(うっかり忘れた方)
※ 仮運転免許証の交付となります。
- ◎ 上記いずれの場合でも、住民基本台帳法の適用を受ける方は、本籍(国籍)の記載された住民票が必要になります。
なお、外国籍の方でも住民基本台帳法の適用を受ける方は、住民票が必要になります。

- ◎ システム障害などの公安委員会側の事情によって運転免許証の更新ができなかった方については、受験(申請)手数料及び交付手数料が減額となります。

○ 減額は、次のとおりとなります。

- ・ 受験(申請)手数料 1,900円 → 800円
(受験(申請)する免許種別ごとに同額が加算されます。)
- ・ 交付手数料 2,050円 → 1,700円
(2免種以上受験(申請)の場合は、追加する免許種別ごとに200円ずつ加算されます。)

【ご注意】 新型コロナウイルス関係による失効回復の特例措置終了について

新型コロナウイルス関係による失効回復については、これまで特例により受験(申請)手数料及び交付手数料の減額措置等を実施しておりましたが、令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルスが「5類」に変更となることから、通常の手続きとなります。(減額措置の適用はありません。また、やむを得ない理由としての適用を受けるためには、診断書等の証明書の提出が必要となります。)